

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**条 例**

- 福島県職員恩給通算条例の一部を改正する条例 一
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 一
- 福島県情報公開条例の一部を改正する条例 一
- 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 一
- 福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例 四三
- 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例 四三
- 福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例 四四
- 福島県肥料登録申請等手数料条例の一部を改正する条例 四四
- 福島県水産業協同組合法施行条例の一部を改正する条例 四四
- 福島県漁業権免許申請等手数料条例の一部を改正する条例 五五
- 福島空港条例の一部を改正する条例 五五

## 条 例

福島県職員恩給通算条例の一部を改正する条例、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例、福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例、福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県肥料登録申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県水産業協同組合法施行条例の一部を改正する条例、福島県漁業権免許申請等手数料条例の一部を改正する条例及び福島空港条例の一部を改正する条例

例をここに公布する。

令和二年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県条例第四十五号

#### 福島県職員恩給通算条例の一部を改正する条例

福島県職員恩給通算条例（昭和三十二年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に、「第一百零一条」を「第一百五十一条」に改め、「連合海区漁業調整委員会の書記」の下に、「同法第一百五十六条で準用する同法第三百三十七条第六項の規定により置かれる広域漁業調整委員会の書記」を加え、「第三百三十二条」を「第二百七十三条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

### 福島県条例第四十六号

#### 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の下に「海区漁業調整委員会の委員」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

### 福島県条例第四十七号

#### 福島県情報公開条例の一部を改正する条例

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
第三十七条中「第五十条第一項」を「第二十条第一項」に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第一百七十七条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

（文書法務課）

### 福島県条例第四十八号

#### 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行

条例（平成二十六年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。  
別表第一（第四条関係）

教育委員会		執行機関	知事
三 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び	二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直しへの支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、肺炎の医療費助成に係る事務であつて規則で定めるもの	一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第百十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの
	二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第百十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第百十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	二 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、専攻科修学支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの
	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの	三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、専攻科修学支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	三 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、専攻科修学支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの

別表第二を次のように改める。  
別表第二（第四条関係）

知事	執行機関	事務	特定個人情報
		一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
		二 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、専攻科修学支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	二 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であつて規則で定めるもの
		三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、学び直し支援金の支給に係る事務であつて規則で定めるもの	三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な情報であつて規則で定めるもの
		四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、専攻科修学支援金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの	
		五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに基づき、奨学給付金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの	

<p>教育委員会</p>	<p>一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに関する特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>三 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>四 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>
<p>要な経費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給のため必要な情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>

<p>則で定めるもの</p>	<p>五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに関する奨学給付金の支給に係る事務であつて教育委員会規則で定めるもの</p>
<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの</p>

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

福島県条例第四十九号

福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。)により事業活動に影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経営金融課)

**福島県条例第五十号**

**福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例**

福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の表通信塔附属設備(規則で定めるもの。)の項の次に次のように加える。

緩衝ネット付飛行場附属設備(規則で定めるもの。)	規則で定める使用単位	二四、二〇〇円の範囲内で規則で定める額
風洞棟附属設備(規則で定めるもの。)	規則で定める使用単位	五一、七〇〇円の範囲内で規則で定める額

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

**福島県条例第五十一号**

**福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例**

福島県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例(昭和二十四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「により」の下に「必要に応じて」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「面接指導」の下に「又はその両方」を加える。

第六条第三号中「とする」を削り、「により」の下に「必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の下に「又はその両方」

を加える。

第七条中第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第八条第三号中「とする」を削り、「により」の下に「必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の下に「又はその両方」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に公共職業能力開発施設が実施した職業訓練であつて、知事が適当と認めるものについては、改正後の第五条第三号、第六条第三号、第七条第三号又は第八条第三号の規定による訓練の実施方法を満たした職業訓練とみなす。

(産業人材育成課)

**福島県条例第五十二号**

**福島県肥料登録申請等手数料条例の一部を改正する条例**

福島県肥料登録申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(環境保全農業課)

**福島県条例第五十三号**

**福島県水産業協同組合法施行条例の一部を改正する条例**

福島県水産業協同組合法施行条例(平成十二年福島県条例第一百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十四条の二第三項」を「第三十四条の二第四項」に、「第四十七条の四第二項」を「第四十七条の三第二項」に改める。

第五条第四号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の二第二項」に改める。

第八条第一号中「法第一条の規定による」を削り、同条第二号中「法第六六条の規定による」を削り、同条第三号中「法第七七条の規定による合併の場合の登記」を「合併の登記」に改め、同条第四号中「法第九九条の規定による」を削る。

**附 則**

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(水産課)



福島県条例第五十四号

福島県漁業権免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県漁業権免許申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第二百十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「第十条」を「第六十九条」に改め、同表二の項中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第七十二条第六項」に改め、同表三の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同表四の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表五の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表六の項中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八十八条第一項(同条第五項)」に改め、同表七の項及び八の項中「第六十五条第一項又は第六十六条第一項」を「第五十七条第一項又は第六十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(水産課)

福島県条例第五十五号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の者に対し、航空機による空港の使用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができる。

3 知事は、前項の規定による指示又は条件に違反した者に対して、空港管理上必要な限度において、空港の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

第二十二条第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日までの間」を「令和六年三月三十一日までの間(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間を除く。)」に改める。

附則第三項中「当分の間」の下に「(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間を除く。)」を加える。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日までの期間中」を「令和六年三月三十一日までの期間(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間を除く。)」中」に改める。

附則第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、

同項を附則第十四項とする。

附則第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、

同項を附則第十三項とする。

附則第十項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同

項を附則第十二項とする。

附則第九項中「平成三十三年三月三十一日までの間」を「令和六年三月三十一日までの間(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間を除く。)」に改め、同項を附則第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第十七条第一項の規定にかかわらず、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、国内航空機に係る停留料は、徴収しない。

附則第八項中「平成三十三年三月三十一日までの間」を「令和六年三月三十一日までの間(令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間を除く。)」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第七項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 第十七条第一項の規定にかかわらず、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、国内航空機に係る着陸料は、徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条に二項を加える改正規定及び第二十二條の改正規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(港湾課空港施設室)

